

第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画について

こども・家庭課

1 趣 旨

子ども・子育て支援法(平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号)の規定により、県は国が定める基本指針に基づき、広域性と専門性を有する立場から、各市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を定めることとされている。

2 計画の概要

(1) 計画期間 2025 年度～2029 年度(5 年間) (第二期計画期間: R2(2020)～R6(2024))

(2) 県計画に定める事項(子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項・第 3 項)

必 須 記 載 事 項	区域の設定	市町村が定める教育・保育提供区域を勘案した区域の設定
	量の見込等の設定	県が定める区域毎の各年度の教育・保育等の量の見込み、教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
	教育・保育の一体的提供	認定こども園の普及等、教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
	従事者の確保及び資質の向上	教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
	専門的な知識及び技術を要する支援	子どもに関する専門的知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
	市町村との連携	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の円滑な実施のために必要な市町村との連携に関する事項
任 意 記 載 事 項	広域調整	市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
	情報の公表	教育・保育に関する情報の公表に関する事項
	他施策との連携	雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(3) その他

- 市町村が行うニーズ調査に基づき各市町村が策定する事業計画の積み上げが基本
- 長野県社会福祉審議会子育て支援専門分科会において計画案を審議

3 検討スケジュール等 別紙

第三期 長野県子ども・子育て支援事業支援計画策定スケジュール

		2023年度			2024年度												2025年度		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～		
国				基本指針の改正作業、改訂基本指針の公布													量の見込と確保方策の調査（～25年4月頃）		
県	子ども・子育て支援事業支援計画の策定				計画案作成、市町村子ども・子育て支援事業計画との調整等													第三期県子ども・子育て支援事業支援計画スタート	
	社会福祉審議会	(第1回) 諮問															(第〇回) 答申		
	子育て支援専門分科会				会議開催準備	(第1回) 第二期計画の総括等	(第2回) 構成の検討等	(第3回) 計画骨子案の検討等	(第4回) 計画原案の検討等										
	パブリックコメント												1か月						
	部局長会議																		計画決定
	議会						6月			9月			11月						2月
	保健福祉事務所				管内市町村の教育・保育の量の見込み、供給体制の確保の内容及び実施時期の取りまとめ、助言・指導														
市町村			利用状況把握調査等の実施・集計	市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、県との連携・調整等													市町村計画確定		
				確保方策(供給体制)の検討			素案		パブコメ、最終調整										